

一般料金契約定義書
(北本・桶川地区)

2020年10月1日

東彩ガス株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 料金	1
5. 単位料金の調整	1
6. その他	3
付則	4
別表	5

1. はじめに

この一般料金契約定義書（北本・桶川地区）（以下「この定義書」といいます。）は、当社の託送供給約款で定める別表第1の供給区域で「北本エリア」に位置づけられ、ガス小売供給約款（東彩ガス供給区域）（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 適用条件

お客さまは、当社が申込日において公開する小売約款及びこの定義書をガスの使用契約の内容とすることに同意したうえで、この定義書に関する契約を申し込むものとし、3（1）の定めに従い、契約が成立したときは、この定義書もガスの使用契約の内容となるものとします。

3. 契約の締結

（1）この定義書に関する契約は、当社は申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

（2）申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。

4. 料金

（1）当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、（2）により算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といいます。）を、早収料金適用期間経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

（2）当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

（3）当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。

② 早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

5. 単位料金の調整

（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上

回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

55,080円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表第1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定の結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

なお、トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の事業所等に揭示いたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = (\text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9771 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0474)$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

6. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書は、2020年10月1日から実施いたします。

2. この定義書の掲示

当社は、この定義書を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この定義書を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この定義書を変更する旨、変更後の定義書の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別表第1)

料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたしま

す（小数点以下の端数切り捨て）。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

（別表第２）

１．適用区分

料金表Ａ 使用量が０立方メートルから１９立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ 使用量が１９立方メートルを超え、７７立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ 使用量が７７立方メートルを超え、１９４立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｄ 使用量が１９４立方メートルを超え、４５４立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｅ 使用量が４５４立方メートルを超える場合に適用いたします。

２．料金表

（１）料金表Ａ

① 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	７００．７０円 (消費税相当額を含みます。)
------------------	---------------------------

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１８１．２６円 (消費税相当額を含みます。)
------------	---------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに５の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（２）料金表Ｂ

① 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，２３２．００円 (消費税相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 3 . 5 2 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	1 , 8 5 9 . 0 0 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------------	-------------------------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 5 . 4 3 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表D

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	3 , 4 7 6 . 0 0 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------------	-------------------------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 7 . 1 2 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表E

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	5, 6 2 8. 7 0 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------------	-----------------------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 2. 3 9 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	--------------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。